

<b>水利施設整備事業</b> <small>(基幹水利施設保全型)  <small>(旧基幹水利施設ストックマネジメント事業)</small> </small>	事業主体 <b>県</b> <small>土地改良区等</small>	所管課班 <b>㊦農村振興課 地域計画班</b> <b>㊧農村整備課 水利施設保全班</b>
--	--	---

## 事業の内容

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成されたダム，頭首工，用排水機場，農業用排水路等の基幹的な農業水利施設について，施設の有効活用を図るため，効率的な機能保全対策を推進するもの。

1. 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された施設に関する機能保全計画の策定
2. 国営土地改良事業により造成された施設について，国営造成水利施設保全対策指導事業により策定された機能保全計画に基づく対策工事及び県営土地改良事業により造成された施設について，1の機能保全計画に基づく対策工事の実施
3. 国営造成施設又は県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事等の実施

## 採択基準

1. 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業水利施設であること。
2. 既存施設を有効活用すると認められる場合であって，施設機能の向上を主な目的としないものであること。
3. 県の水利整備事業，基幹水利施設保全型の実施方針に位置づけられたもの。
4. 対策工事を法律補助事業で行う場合においては，受益面積100ha以上であること。
5. 営農目標推進計画は「本事業の実施により将来に発生することが見込まれる農業用排水施設の機能低下が会費されることに伴う地域の代表的な生産振興作物の単収が回復または向上すること。」【戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業と農山漁村地域整備交付金で該当】

## 運用方針（内部規定）

### 1. 機能保全計画の策定の実施基準

- (1) 対象施設は県営土地改良事業で造成された農業水利施設のうち，標準耐用年数を既に超過しているか，機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 対象施設の選定は，一次機能診断の数値評価結果等に基づき施設管理者と協議のうえ行う。
- (3) 地区の選定は各管内の状況を勘案し，管内ごと，市町村ごと，水系ごと，土地改良区ごと等にする。
- (4) 機能保全計画は策定後，施設管理者にその結果を速やかに報告する。

### 2. 対策工事の実施基準

国造施設については国営造成水利施設保全対策指導事業及び県営造成施設にあたっては，本事業等で作成した機能保全計画に基づき実施する。

- (1) 県営事業

法律補助事業（土地改良法の手続きを経る事業）を基本とし、1施設の受益面積が100ha以上かつ1地区の総事業費が5千万円以上とする。1施設あたりの事業費が概ね1億円で、また早急に事業課する必要がある場合はこの地区については予算補助事業（土地改良法の手続きを経ない事業）を選択できるものとする。

(2) 団体営事業

1施設の受益面積が100ha以上で1地区の造事業費が3千万円以上かつ1施設あたりの事業費が2百万円以上の地区とする。

3. 緊急補修工事の実施基準

事業主体は施設管理者とし、対象施設は実施方針により選定された施設で事業費は2百万円以上を要件とする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	基幹水利施設 ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定)	50	25	25		県営
	(対策工事) 及び(緊急補修工事)	50	25	10	15	県営 H23以降採択地区
		50	15	35		団体営